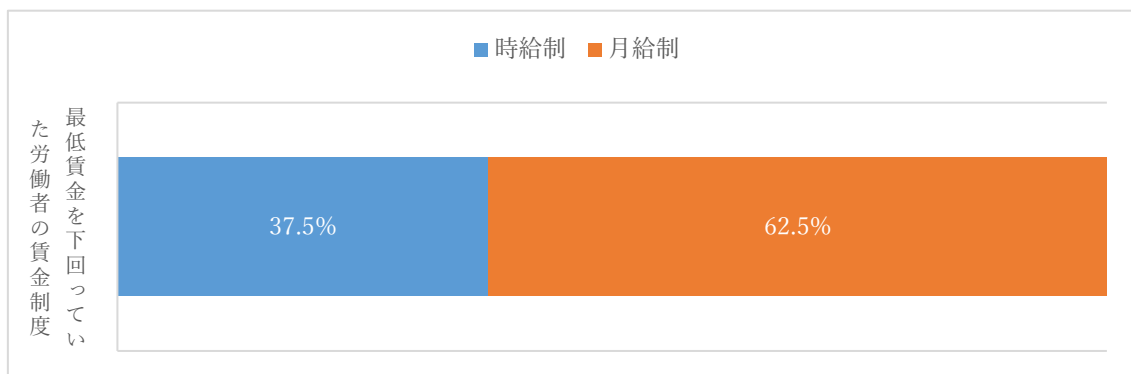


最低賃金 下回っていませんか ～月給制の労働者にご注意を～

— 橋本労働基準監督署からのお知らせ 令和7年10月 —

令和7年11月1日から、和歌山県最低賃金時間額は980円から1,045円に引き上げられます。

令和6年度に当署管内事業場で和歌山県最低賃金を下回っていた事例は以下のとおり、賃金制度が月給制のものが62.5%と半数以上でした。



最低賃金を下回らないためのチェックポイントをまとめましたのでご活用ください。特に月給制の労働者の賃金額が最低賃金を下回っていないか、今一度ご確認ください。

また、厚生労働省からの[最低賃金のお知らせサイト](#)の「最低賃金に関するセルフチェックシート」も併せてご活用ください。

番号	チェック項目	チェック	
		はい	いいえ
1	和歌山県最低賃金がいつからいくらになるかを知っている	☐	☐
2	最低賃金は毎年10/1に引上げとなる	☐	☐
3	和歌山県で鉄鋼業を営んでいる。最低賃金は和歌山県最低賃金と同額で支払っている。	☐	☐
4	賃金が20日締め当月25日支払の場合、最低賃金が引上げとなるのは11/21からの労働分でよい	☐	☐
5	皆勤手当は含めて最低賃金を計算する	☐	☐
6	職務手当は含めて最低賃金を計算する	☐	☐
7	店番であまりお客さんも来ないので、最低賃金を下回ってもよい	☐	☐
8	労働者本人の申し出があれば最低賃金を下回ってもよい	☐	☐
9	祝日の関係により毎年所定労働日数が変わるが、最低賃金を下回っていないか計算しなおしている	☐	☐

最低賃金 チェックポイント 回答

番号	チェック項目	チェック	
		はい	いいえ
1	和歌山県最低賃金がいつからいくらになるかを知っている	☒	☐
2	最低賃金は毎年10/1に引上げとなる	☐	☒
和歌山県最低賃金は令和7年11月1日から1,045円となります。金額や引上げ時期は公労使の委員で構成される最低賃金審議会で毎年決定されます。			
3	和歌山県で鉄鋼業を営んでいる。最低賃金は和歌山県最低賃金と同額で支払っている。	☐	☒
和歌山県では鉄鋼業について特定最低賃金が設定されており、令和6年12月30日以降は時間額1,103円となっています。			
4	賃金が20日締め当月25日支払の場合、最低賃金が引上げとなるのは11/21からの労働分でよい	☐	☒
この場合、10/21～10/31は旧最低賃金で支払ってもよいですが、11/1の労働分以降は引上げ後の最低賃金で計算し支払う必要があります。			
5	皆勤手当は含めて最低賃金を計算する	☐	☒
6	職務手当は含めて最低賃金を計算する	☒	☐
臨時に支払われる賃金、賞与・一時金、割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。それ以外の手当は算入されます。			
7	店番であまりお客さんも来ないので、最低賃金を下回ってもよい	☐	☒
8	労働者本人の申し出があれば最低賃金を下回ってもよい	☐	☒
労働者本人の申し出や労働密度の薄さを理由に最低賃金を下回る支払をすることはできません。			
9	祝日の関係により毎年所定労働日数が変わるが、最低賃金を下回っていないか計算しなおしている	☒	☐
祝日の多い年では最低賃金を下回ることがありますので、毎年確認をお願いします。			